

井 上 学 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

瘧師委員長 井上委員。あなたの持ち時間は60分であります。

井上委員 おはようございます。自民党議員会の井上でございます。よろしくお願ひします。

今、自民党の総裁選挙の真っ最中であります。マスメディアでも連日大きく取り上げられておりまして、先日私のところへ、自分も総裁選挙に投票したいのだという相談を受けました。しかしながら、今回の総裁選挙は過去2年間、令和5年度、6年度に党员であることが要件になっていまして、そのことを説明いたしました。

今日、ケーブルテレビを御覧の皆さん、そしてインターネット中継を御覧の皆さん方の中にも、総裁選挙に投票したいなと思われる方がいらっしゃるかもしれません、そういう方がいらっしゃいましたら、我々議員団のほうにぜひお声をかけていただければ、もう大歓迎でお迎えいたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今日の質問にまいります。

最初は、新富山県総合計画についてお伺いをいたします。

県では、新たな総合計画の策定に向け、全庁を挙げて鋭意取り組んでおられると思います。まずは敬意を表したいと思います。

今月4日に第3回の富山県総合計画審議会が開催され、新総合計画素案について審議されたと承知しています。

これまで多くの自治体の総合計画では、まず基本構想が示され、そしてそれに基づいた基本計画があり、そして政策項目ごとに何年までに何%達成しますといった具体的な数値目標を示したアクションプランであるとか実施計画などというものが示されることが多いと思います。

今回の計画素案を見ますと、具体的なKPI指標は、12の政策

分野でそれぞれ2、3項目程度が設定されています。しかし、決して多い数字ではございません。どの項目もいつまでにどこまでの達成を目指すのかという点を具体的に示されたほうが、県民の皆さんには分かりやすいのではないだろうかと感じるところあります。

ウェルビーイングや未来共創といった理念が掲げられていますが、12の政策分野のそれぞれの目標達成度合いを具体的にどのように測定して計画の進捗を管理していかれるのか、川津知事政策局長にお伺いをいたします。

川津知事政策局長 新たな総合計画を着実に実行するためには、成果目標となりますKPIを適切に設定し、広くお示ししながら進捗状況を評価し、政策の改善を図ることが重要だと考えております。

委員御指摘のとおり、新たな総合計画の素案に掲載しておりますKPIの数は厳選し絞っているわけですが、KPI設定の考え方といったしましては、令和3年に示されました国の政策評価審議会の提言におきまして、評価を合理的に行うためには目標や指標の重点化、絞り込みが必要とされております。また、各県の総合計画におきましても、近年、KPIの厳選が主流となっておりまして、経営企画常任委員会の視察で群馬県を訪問したわけでありますが、そちらでも評価疲れとならないように、評価対象の数を絞って実用重視型のKPIを設定するということで苦心されております。

さらに、企業におきましてもKPIを管理されておりますが、近年、やはり指標の絞り込みが重要視されているということなどから、新たな総合計画の素案では、5年後の目指す姿の達成度を隨時測定し、評価できるKPIの設定に努めまして、政策分野ごとに先ほども御紹介ありました2、3の項目に絞りまして、その目標ごとに1つないしは複数のKPIを設けることで、合計41の

KPIを設定いたしまして、現在お示ししているところであります。

また、計画を着実に実行するためには、課題解決の状況や進捗状況を県民の皆さんと共有することが大変重要だということで、そのためには総合計画のKPIだけではなくて、毎年実施します政策評価に加えまして、ウェルビーイング指標も活用して政策のブラッシュアップを図るとともに、その結果を分かりやすく公表して伝えていきたいと考えております。

井上委員 今回の総合計画の策定は、県民の生活に直結する重要な政策決定であります。県民の意見を真摯に受け止め、その声が形になるプロセスを透明化することで県民の県政への信頼と参画意識を一層高めることができると考えます。県民が「自分たちの未来を自分たちで決めている」と感じられるような、開かれた総合計画づくりを進めていくことを期待したいと思います。

知事は、これまでの議会答弁でも県民が主役の計画づくりを進めるとされ、計画策定プロセスでは各関係団体との意見交換会や未来共創セッションが県内全市町村で開催されました。様々な分野の県民からの意見聴取が行われたことだと思いますが、県民の声が計画に具体的にどう生かされたのでしょうか。

特に、これから富山県を担ってくれる若者や女性、そして中山間地域の住民といった、これまで意見表明の機会の少なかった層からの御意見をどのようにくみ取り、計画に生かされたのか、川津知事政策局長にお伺いします。

川津知事政策局長 新たな総合計画は、県民主役の計画づくりを徹底しまして、様々な県民の皆さんとの積極的な意見交換、意見聴取に努めています。

具体的に申し上げますと、審議会の公募委員の割合を高めつつ、大学生や女性の企業家の参画を促しております。また、関係団体との意見交換会には、団体の実務者にも出席いただきまして、必

ずしもトップだけではなくて、本当に実務の方にお話もお伺いしております。

また全市町村に出向きまして、未来共創セッションを開催し、その際には小学生から大学生までの子供や若者、子育て世帯、子供連れのお母さん方にも多数参加いただきました。働き盛りの世代、経営者、中山間地域の方としても農業者や地域活動の実践者、それから多くの御高齢の方にも御参画いただきまして、300名を超える多様な県民に参加いただきまして、当事者目線の御意見を多数頂きました。

こうした中で出された御意見を10年後の将来像「とやま2035」として反映いたしまして、「全ての子供たちが安心して学び、遊び、夢を育める」、そして自動運転などの活用、さらにそういった10のビジョンをまとめまして、その実現に向けて必要な施策についても計画素案に取り込んでおります。

今後、パブリックコメントも実施するわけですが、その際には、幅広い声を集めることはもちろん、これまで意思表明の少なかった層からの御意見をお伺いすることが重要なので、県の公式ライン、今、2万1,000人ほど登録いただいておりますが、そちらのほうでターゲットを絞りまして、その層にマッチした働きかけを行うことによって、様々な方の御意見を掘り起こしていくたいと考えております。

井上委員 しっかり対応していただけると思っておりますので、よろしくお願ひします。

計画策定はゴールではなくてスタートラインであると、これは知事も申しておられましたが、計画策定後も社会経済情勢は常に変化いたします。策定した計画を、県を取り巻く様々な環境変化や県民の新たなニーズ、またその時々の財政状況に応じて、継続的に見直し、修正していく仕組みが必要と考えますが、どのような対応を考えていらっしゃるのか、川津知事政策局長にお伺いし

ます。

川津知事政策局長 複雑で変化が激しく、将来の予測が困難なVUCAの時代ともいわれておりますが、今日、総合計画の策定はゴールではなくて、委員から言われるよう新たなスタートでありまして、社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが大変重要であります。

このため、新たな総合計画におきましては、目指すべき将来像と政策の大方向を示した上で、計画策定後の環境変化や新たな県民ニーズに対応するためには、各分野の個別計画の見直しや毎年度の予算編成、そして日々の事業の見直しなどを通じまして、新たな施策を立案するなどして機動的に対応していくこととしております。

また、計画の実効性を高めるため、政策評価に加えまして、ウェルビーイング指標も活用しまして、若者や子育て世代など、対象となる県民の皆様に施策がきちんと届いているかしっかりと検証しながら、計画を着実に実施していきたいと考えております。

今議会でたくさんの御意見を頂きましたが、今後、パブリックコメントも行いますので、その際には今後頂く御意見もしっかりと受け止めて、県民の皆様とともに総合計画をつくり上げて、着実に実行に移していきたいと考えております。

井上委員 頑張ってください。お願いします。

次に、中山間地域の活性化について、何点かお伺いいたします。

面積で県土の7割、そして人口で全体の約2割を占めます中山間地域の活性化につきましては、新総合計画素案では「まちづくり・交通」の項目で取り上げられています。しかしながら、5年後の姿としての成果目標には、指標も目標も示されていませんでした。

県の中山間地域創生総合戦略の改訂は、昨年12月に新総合計画の進捗を見据え検討会を開催するとして、その期間を令和8年3

月まで延長されました。

今後、第2期の戦略策定に向け、新総合計画の議論も踏まえ、12の政策分野にまたがるトータルで、新たな中山間地域の活性化につながるものにしていくことが重要と考えます。

今後の戦略策定のスケジュールと意気込みについて、滑川地方創生局長にお伺いをいたします。

滑川地方創生局長 まず、新たな総合計画に関してですけれども、先ほど知事政策局からも御答弁ありましたけれども、これは県全体の将来像やその実現に向けた最上位計画として、また中山間地域を含む幅広い皆様から御意見を頂きながら策定を進められているところでございます。

その過程におきましては、例えば人口減少・少子高齢化など、中山間地域で特に顕著な課題や、あるいは豊かな自然や文化資源、つながりといいました地域の魅力、さらには自動運転やドローンの活用と、中山間地域の課題解決のために特に期待される新しい技術などについて、議論や御意見があつたものと承知しております。

特に、総合計画で最も重要な課題とされております人口減少につきましては、人口減少速度の緩和と人口減少社会への適応、この両面から総合的な政策を展開するとされておりまして、中山間地域の戦略においてもこうした論点を踏まえ、また目指すべき将来像や計画期間も新総合計画に沿って策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新総合計画は目指すべき将来像と大方針を示した上で、詳細な施策等については個別計画を通じて具体化することとされておりますので、この中山間地域の個別の指標等につきましては、先ほど答弁ありました総合計画での考え方も踏まえながら、戦略の策定過程で検討してまいりたいと考えております。

また、その施策体系におきましても、中山間地域の戦略につい

ては条例がございますので、その中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例で示されております施策体系を踏まえた上で、新総合計画の政策分野ごとの主要施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

今後は、来月にこの戦略検討会を開催いたしまして、新たな戦略の素案をお示しした上で、今年度中の策定を目指して、また新年度の予算編成と併せて策定作業を進めてまいりたいと考えております。

持続可能な中山間地域の形成の実現に向けた取組を力強く進めるために、実効性のある戦略を目指してまいりたいと考えております。

井上委員 年度内にできるということですね。期待しております。よろしくお願ひします。

中山間地域の活性化には、何と言っても若い世代の移住、定住が不可欠ではないかと考えています。

しかし、仕事の関係や生活インフラの課題、そしてそういったものから移住をためらう声も聞かれます。

県として中山間地域のこの移住・定住を促進するため、特に就労支援や子育て環境の整備、そしてテレワークの普及など、若者世代が魅力を感じるような具体的な取組が必要と考えます。

今後どのような県独自の支援策に取り組んでいかれるのか、滑川地方創生局長にお伺いをいたします。

滑川地方創生局長 御質問にありました移住・定住につきまして、首都圏でこの移住を検討しておられる方へのアンケート調査がございまして、それによりますと、やはり一番大きい課題として挙げられるのは仕事で、約63%でございます。そのほかに、住居、人間関係、ローカルルールなどなど、様々な要素が挙げられているところでございます。

こうした課題に対応するために、県ではまず、移住に関するセ

ミナーや、首都圏での相談会を通じまして、富山県の就労環境、あるいは子育て環境など、本県の魅力を発信しておりますほか、富山くらし・しごと支援センターにおきまして、本県企業への就職をはじめ、起業や就農、住まいに関する相談など、多様なニーズに寄り添ったワンストップで対応する体制を整えているところでございます。

また、県内企業等が県内で行うワーケーションやテレワークにつきましても、交通費を含めた助成を行っておりますほか、ワーケーションのときの保育について、保育園留学の実証を支援したところでございます。

さらに、移住者の取組に意欲的な地域をモデル地域として設定いたしまして、市町村と連携して支援していくことも進めています。例えば今年度は富山市八尾・山田地域で認定いたしまして、そちらでは体験交流型イベントの充実ですとか、お試し移住、関係人口のプラットホーム開発などに取り組むこととされておりまして、こうした移住の魅力を高める環境整備についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

井上委員 よろしくお願ひいたします。

次に、鳥獣被害についてお伺いしたいと思います。

中山間地域におけるニホンザルやイノシシ、熊、ニホンジカなどによる農林業被害や生活環境被害は依然として深刻な状況にあります。

県として、これまで実施してきました捕獲の強化や電気柵・防護柵設置への支援、また集落での緩衝帯整備などいろいろな対策をしてこられたと思いますけれども、その成果を県ではどのように評価していらっしゃるのでしょうか。また、今後の取組をどうしていくのかということも含めて、佐藤副知事にお伺いをいたします。

佐藤副知事 近年、県と市町村、そして関係団体、地域住民と連携

をして、この有害鳥獣対策には力を入れてきたところでございま
す。

まず捕獲強化という観点では、県の8区に10チームの捕獲専門
チームを組織しております。ここでしっかりと捕獲をするとい
うこと、また、市町村向けに技術向上研修や捕獲活動を支援する
こと、そしてＩＣＴわなですとか、ＡＩなども活用した捕獲の実証
などを行ってきたところです。

また、電気柵、防護柵は農地周りに張り巡らせるような設置の
支援もしてまいりましたし、やはり有害鳥獣の隠れ場所をなくす
ために必要な下草刈りですとか、緩衝帯の整備、こういったもの
にも幅広く支援を実施してまいりました。

こうした取組によりまして、県内の有害鳥獣による農作物の被
害額につきましては、令和元年度が9,819万円でしたが、年々少
しづつ減少傾向にございまして、令和6年度直近だと、4,534万
円まで下がっておりますので、そういう意味では一定の効果は出
ていると認識をしております。

ただ一方で、有害鳥獣の中でも例えばツキノワグマ、そしてニ
ホンザルは生活圏への出没件数が増加傾向にありますので、引き
続き有害鳥獣対策はしっかりと強化をしていかなければいけない
と考えております。

今後ですけれども、この有害鳥獣の種類によってその被害の内
容や必要な対策は少しづつ異なってくる部分もありますけれども、
全体としてはまず個体数をしっかりと管理すること、そして被害
の防除を徹底すること、さらにはこの生息環境の管理をきちんと
やっていくという総合的な取組を推進する必要があると思います。

引き続き、市町村や関係機関との連携を図るとともに、この有
害鳥獣対策に当たる人員の不足ですとか高齢化などにも対応しな
ければなりませんので、やはりもっともっと捕獲方法のＤＸ化を
進めることも含めて、効果的な被害防止対策が可能となるように

努めていきたいと考えております。

井上委員 被害額が減っているというのは前にも申し上げましたけれども、もう諦めて作っていない部分が入っていませんので、その部分がどれだけあるのか分からぬのですけれども、被害額だけで判断するというようなことのないようによろしくお願ひいたします。

次に、有害鳥獣対策につきましては、県や市町村、そして猟友会、そして地域住民といった、多様な主体が連携して取り組むことが大事であります。

しかしながら最近聞くところでは、現場では情報共有の不足や、連携体制の不備がどうしても指摘されることもあります。

県として市町村や猟友会との連携をさらに強化するための何か具体的な方策や、それから地域住民が主体となって取り組めるようなそんな仕組みづくりに対する支援について、今後どのように取り組んでいかれるのか、新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 富山県では人とのあづれきが生じている鳥獣6種の管理計画を策定し、関係者が連携して有害鳥獣対策を推進しています。

この計画に基づいて市町村や猟友会、関係機関に対し、鳥獣被害の現状や被害対策などの情報提供と意見交換を行うとともに、各農林振興センターにおいては、農業被害防止対策や野生鳥獣の管理など、地域ごとの連携体制の構築に努めています。

また、県で鳥獣保護管理協力員や、ニホンザル地域指導員を委嘱し、被害調査や被害防除の指導を地域に対し行うとともに、地域で被害対策を牽引する地域実践リーダーを育成する研修会を実施するなど、鳥獣被害防止に地域住民が取り組める体制の整備にも努めています。

さらに、市町村が担う有害鳥獣の捕獲について、人員不足や高齢化などにより捕獲体制が十分でない地域に対する支援策として、県が民間業者を認定鳥獣捕獲等事業者に認定し、捕獲を委託する

ことで当該地域の捕獲体制の強化を図る取組や、鳥獣保護管理法の改正による緊急銃猟制度の導入によります実地訓練を先月実施しました。来月には2回目を実施する予定であるなど、市町村の支援にも取り組んでいるところです。

御指摘のあったとおり、有害鳥獣対策では各関係機関間の連携、地域住民の主体的な取組が大変重要です。

引き続き、市町村や関係機関、地域住民と情報共有を図るとともに、必要な支援を実施し、さらなる連携強化と、地域住民の皆さんのが主体となって取り組んでいただけるような体制の構築に努めてまいります。

井上委員 緊急銃猟の法制度ができましたけれども、以前、細入村で熊がでたときに、あの頃はまだ警察官職務執行法という法律がなくて、やはり警察のOKが出れば撃てるということで、その熊がたまたま柿の木の上に寝ていたからずっと待っていたんですけども、許可が出るまでに2時間から3時間かかったらしいです。これではもうとてもじゃないけれども速やかな対応ができないなということで、高木本部長にもその辺はよろしくお願ひしたいと思いますが、今回緊急銃猟制度で市町村長の判断で捕獲できるようになりましたので大いに期待するところであります。

次のテーマ、「寿司といえば、富山」の戦略についてお伺いをいたします。

「寿司といえば、富山」のブランディング戦略は、令和5年の開始から2年余りが経過いたしました。大阪・関西万博でも大変な人気であったという報道がありました。

県では、10年間を政策の目標としているとのことですが、県外からの観光客の誘致や県産すしネタの認知度の向上といった具体的な目標について、その達成度合いはどうでしょうか。これまでの成果をどう評価し、課題もどう分析しているのか、川津知事政策局長にお伺いいたします。

川津知事政策局長 委員から御紹介のありました大阪・関西万博での本県のブース出展では、3日間で想定を大きく上回る5万人の皆様に御来場いただき、すしをはじめとした本県の魅力をPRいたしまして、すしが本県への来訪目的に十分なりうるという手応えもあったところであります。

さらに、6月に県庁で実施した知事と北九州市長のすし会談や、8月に大阪で実施した本県、北九州市、JR西日本によりますすし連携協定締結イベントにつきましては、全国メディアでも大きく報道されるなど、反響がありました。

これを契機といたしまして、大手旅行会社がすしをテーマといたしましてすし対決企画ということで、富山と北九州で新たな宿泊型の旅行商品の造成に取り組むとともに、回転すし店によります九州との連携企画の第二段、人気すし店の県内出店など、民間事業者の自発的な動きにもつながり、一定の成果があったと感じているところであります。

一方で、昨年秋に三大都市圏で実施いたしました県外認知度調査では、すしで連想する都道府県としては富山県と回答された方の割合は7.7%という、現在の認知度は依然としてそのように高くない状況にありますが、特に東京と大阪で認知度が低い点が課題であると認識しております。

こうした点を踏まえまして、関西圏に向けましては、JR西日本と連携してさらなる情報発信の取組を検討するとともに、首都圏に向けましては、メディアを招聘して富山のすしを食べていただく機会を設け、露出度の強化を図ってまいります。

また、三大都市圏などで県内すし店がイベントに出店する際に、助成を行う仕組みを新たに設けたところであります。民間事業者とも連携しながら認知度向上に向けた取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

井上委員 この「寿司といえば、富山」戦略を推進するためには、

すし職人の養成が欠かせないと思っております。

先日報道で、富山市で調理製菓専門学校などを運営される学校法人青池学園がすし職人を育成するための教材開発やカリキュラムの設計に乗り出すと報道がありました。ブランド力の強化に大いにつながるものと期待をしているところであります。

一方、本年の2月議会で、日本初のすし職人養成学校であり、これまで5,000名以上の卒業生を輩出している実績のある東京すしアカデミーの提携校が、今年の秋に富山駅前に開校する予定であると答弁があったところであります。

この東京すしアカデミーの代表の福江誠さんは小矢部市出身でありますて、本県の「寿司といえば、富山」という戦略に非常に可能性を感じておられるとお聞きしています。

そこで、現在のこの提携校の開校に向けての進捗状況や、生徒の募集状況はどのようにになっているのでしょうか。川津知事政策局長にお伺いをいたします。

川津知事政策局長 すし職人養成校につきましては、当初は富山駅前での開校を予定されておりましたが、費用や設備面などから適当な物件がなかったことから、事業者の自社グループが所有される富山市岩瀬地区の趣のある建物を活用して、時期的にも今年度中ということで岩瀬地区に開校する方向となつたと伺っております。

生徒の募集に関しましては、本年度中を目途に開始する運びと聞いておりますが、富山県出身の今も御紹介ありました福江誠氏が代表を務める東京すしアカデミーと連携いたしまして、入学を希望する首都圏の社会人の方などを紹介いただく予定になっております。

開校予定地の岩瀬地区は北前船の歴史も感じる文化的背景もあるほか、岩瀬漁港も近く、すし文化を学ぶ上で適した環境であることから、福江さんからも評価いただいていると聞いております。

現在、岩瀬地区での開校に向けて施設の実施設計を行っているところでありまして、開校後には養成校がすしや観光、さらに地域振興につながるような拠点となりますよう、県としてもその効果を県内全体に波及させられるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、委員からも御紹介ありましたが、学校法人青池学園におきましても文部科学省の人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラムに採択されまして、すし職人を育成するための教材開発やカリキュラムの設計に乗り出すとお伺いしておりますので、こちらは主に高校を卒業された方をターゲットとした専門学校による取組でありますが、県としても協力しまして、両方使いながら、県内における人材育成の促進を行ってまいりたいと考えております。

井上委員 富山駅前ではなくて岩瀬へ行くということなんですね。

今年度中の開校と。駅前にぎわいはありませんけれども、漁港に近い、海に近いわけですね。新鮮なのではないかと思いますけれども、大いに期待していますので、よろしくお願ひします。

そこで「寿司といえば、富山」については最後ですけれども、この「寿司といえば、富山」という戦略の機運醸成のために、例えば県民が参加できる富山ずしフォトコンテストや、地元の食材を使ったすしレシピを募集する富山すしレシピグランプリ、あるいはSNSで富山ずしのハッシュタグをつけて投稿を促すキャンペーンなど、県民が楽しみながら参加できるプロモーションを企画してはいかがでしょうか。

県民参加型の企画はきっと効果が大きいと考えます。

県民が自ら発信したくなる仕組みづくりに向けた今後の具体的な計画や、こうした活動を行う県民への支援策について、新田知事にお伺いをいたします。

新田知事 これまで、「寿司といえば、富山」のロゴマークを活用

し、県内事業者がピンバッジやトランプなどの様々な商品を開発されました。ロゴマークの活用申請は50件以上に上っています。

また、国民スポーツ大会の県ハンドボールチームがそのユニフォームにこのロゴを使ってくれました。また災害時にいち早く現地に駆けつけてくれるD M A T のシャツのデザインにもロゴマークが活用されるなど、県民の皆様から主体的に「寿司といえば、富山」を発信していただいているようになりました。

さらに、県民などからの人気投票を基に作った「寿司といえば、富山」おみやげB o x を先週末から発売したところです。県民の皆様が富山の魅力をP Rするツールとして活用していただくことを期待しています。

また、県民参加型の企画として、富富富を使ったお料理レシピコンテストにすしコースを設け、押し寿しや巻き寿しのレシピを募集する取組も行っていまして、入賞作品は来月開催のとやまグルメ・フードフェス2025で表彰することで、情報発信を図ってまいります。

6月の大阪・関西万博の富山県ブースにおいて、「#万博富山県ブース行きます宣言」のS N S投稿キャンペーンを実施しました。

その結果、想定を上回る大きな反響がありましたので、委員が御提案いただいたS N Sの投稿を促すキャンペーンについても効果的な取組を検討してまいります。

今後も県民が参加しやすく楽しめる取組を積み重ねながら、「寿司といえば、富山」のブランド価値向上に向けて、県民参加型のプロモーションの充実を図ってまいりたいと考えます。

井上委員 最初、「寿司といえば、富山」、実を言うと半信半疑だったのですが、今となっては本当にいい選択だと思いますので、大いに期待しております。よろしくお願ひします。

次は、本県及び日本全体が抱える深刻な社会課題の一つであり

ますひきこもり対策と農福連携について、御質問をいたします。

先日、安達委員からバトンを渡されましたけれども、少し切り口が違うのかもしれませんのでお許しいただきたいと思います。

内閣府の調査では、全国のひきこもり状態にある人は146万人いらっしゃるそうです。そのうち40歳から64歳までの人には約61万人いると推計されるということです。

長年にわたり、ひきこもりは当事者個人の問題として取り上げられがちでした。しかし、今やそれは当事者やその家族だけの苦悩にとどまらず、地域社会全体の活力をもむしばむ喫緊の課題となっています。特に8050問題という言葉が示すように、80代の親が50代のひきこもりの子を支えるという親亡き後の展望が全く見えない状況が、全国的に、そして本県においても深刻化しています。

そこでまず、本県におけるこのひきこもりや8050問題の実態や課題について、県ではどのように把握しておられるのでしょうか。

年代別的人数ですか当事者や家族からの相談件数の推移、また高齢の親が抱える精神的、経済的負担について、具体的なデータや事例について、有賀厚生部長にお伺いをいたします。

有賀厚生部長 本県におけるひきこもりの実態については、令和元年度にひきこもりに関する当事者数推計調査を行っており、半年以上自宅や家から出ていないと回答した方に、近所のコンビニや自分の趣味の際には外出すると回答した方も加えた、広義のひきこもり状態にある人の数が約9,000人、そのうち40歳から59歳までが約4,000人と推計しております。

なお、県の様々な相談窓口で8050問題に関する相談も受けてはおりますけれども、具体的な件数として把握しているものではありません。

一方で、心の健康センター内に設置しておりますひきこもり地域支援センターでは、ひきこもり状態にある人や家族等からの相

談に対応しており、電話相談の延べ件数は令和4年度156件、令和5年度145件、令和6年度197件でございます。そして、来所相談の実件数は令和4年度78件、令和5年度77件、令和6年度79件とほぼ横ばいであります。

当事者の年代別に見ますと、令和6年度では電話相談は30代、20代、50代、40代の順に多く、来所相談は20代、30代、40代の順に多い状況となっております。

また、同センターにおいて、市町村担当者連絡会やひきこもり対策支援協議会などを通じて、県内市町村や関係機関などの取組を含めた実態の把握に努めております。

高齢の親が抱える精神的・経済的負担に関するデータについては持ち合わせていないのですが、ひきこもり地域支援センターや厚生センターが行う家族教室では、御両親から親亡き後の生活が不安であるとか、本人に関わる中で心身ともに疲弊しているといったようなお話を伺っております。

井上委員 元年度の調査で9,000人ということですが、ちょっとデータが古いですよね。もっと増えているのではないかという気がしておりますけれども、また機会があれば調査していただきたいと思います。

こうした状況に一筋の光を差し込む施策として、農福連携に可能性があると感じています。

これまで農福連携の福の部分の対象といえば、どうしても障害者に視点が集まっていたような気がします。しかしながら、ひきこもりや生活困窮者にもこれは大いに有効な施策であると思います。

農業には大地を耕し、作物を育てるという行為を通じて、生命的循環を実感し、自己肯定感を取り戻す力があります。都会の喧騒から離れた自然の中でそういった産業は精神的な安定をもたらし、他人と無理に接することなく、緩やかに社会とつながる機会

を提供します。

これは長期間にわたって社会との接点を失ったひきこもり当事者にとって、リハビリテーションとして非常に有効であると思います。

さらに、収穫の喜びや、自分の手がけた作物が誰かの食卓に並ぶことを知るという経験は、社会とのつながりを実感させ、生きる希望を与えてくれます。

農福連携を推進するためには、まずNPOなどの支援団体や、農家など、受入側への手厚いサポートが必要ではないかと考えます。

ひきこもり当事者を受け入れる側は、当事者の特性を理解して、適切な接し方を学ぶ必要があります。このため、県が研修プログラムや専門家によるアドバイザリーサービスを提供して、安心して受け入れられる環境を整備する必要があると考えます。

また、県内でも当事者同士が共同生活をすることによって、社会参加、社会復帰に向けて活動していらっしゃる支援団体もあります。

こうした受入側の運営費や施設整備費など、財政的支援も不可欠であると考えます。

今後どのように支援していかれるおつもりなのか、佐藤副知事にお伺いをいたします。

佐藤副知事 ただいま委員が御指摘くださいましたとおり、農福連携の重要性というのは障害者の方だけではなくて、ひきこもりの方、生活困窮者あるいは再犯防止の観点などからも大変重要性が高まっていると認識をしております。

私も富山県内の先駆的に取り組んでいらっしゃる支援団体の現場も見てまいりましたけれども、本当に農作業を通じて明るい笑顔を取り戻しつつあるような方々の姿を見て、本当に勇気づけられたところでございます。

農福連携における支援策という意味では、国ではまず農業法人や社会福祉法人を対象にして、生産・加工・販売施設の整備などの補助は行っています。

また県でも、働く方々を受け入れるためにはその環境整備が必要ですので、農業者などを対象にしまして、作業環境の改善への補助を行っています。また、農作業の現場でその指導・助言を行う専門人材も非常に重要ですので、そういった方々を派遣する仕組みもございまして、ハード・ソフトの両面から現在支援を進めているところです。

また、ひきこもり状態の方のうち、自宅からほとんど出ない状態を脱して少しづつ地域社会へのつながりを回復するような段階にある方々については、一定の期間、協力事業所——これは農業現場も含めてですが——に通い、本人の能力や希望などに配慮した就労体験を通じて、まさに集中力や対人能力などを養って社会復帰を目指すといったことを後押しする事業を行っています。

現在、県内の27の事業所に登録いただいておりますが、そのうち農業を主体とする事業所も2か所ございます。

また支援団体のような民間団体に対しまして、ひきこもりの状態にある人への新たな取組や居場所を開設するための改修費なども補助をしておりますが、この事業は農福連携の取組にも活用することが可能だと考えております。

県としましては、ひきこもりの方も含めまして、障害者などへの農福連携に取り組んでいる、あるいは関心を持っているNPOなどの支援団体や農家の方々は、まだたくさんいると思います。こうした方々に補助制度を積極的に活用いただけるように、引き続き周知に努めてまいります。

また、関係機関や団体とも連携をして、こうした支援策をうまく活用することによって、本人の意向や適性が多様な方がいますが、そういった多様なものも踏まえて、適切な就労体験や自立支援に

つながるような取組をしっかりとやってまいります。

井上委員 受入側の支援についても、ぜひ配慮いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

ひきこもりは、もう身内の恥として隠されるべき問題ではありません。これはもう社会全体が一体となって向き合うべき大きな課題でありまして、社会のゆがみであります。

農福連携はこの社会のゆがみを正して、当事者に生きる力を取り戻し、同時に地域農業にも新たな活力を注入するという一石二鳥の施策だと思います。

県当局におかれましては、本県の未来を左右する重要な課題として受け止めて、具体的な行動を起こすことを強く求めるものであります。

また、成功事例の創出と情報発信も大事であると考えます。県内の数か所で、ひきこもり支援団体と連携したモデル事業を実施しまして、その成功事例を広く県民の皆さんに周知してはどうでしょうか。

これにより、農福連携ならうちの子にも可能性があるかもしれないという希望を、多くのひきこもりに直面する家庭に届けることができます。

そして、地域住民の理解と協力を得ることで、ひきこもり当事者が安心して暮らせる地域社会を築き上げていくべきと考えますが、これは新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 ひきこもりの状態にある方にとって、農業は様々な作業がある中で自分に合った作業ができ、動植物を育て、生産物を作り、感謝されることなどを通じて自己肯定感が高められる、生活習慣が確立するなどのメリットがあり、社会復帰の支援方策の一つとして有効であるということは農業者と連携してひきこもり支援に取り組む関係者からも聞いています。まさに委員の御指摘のとおりだと思います。

ひきこもり支援団体と連携した農福連携のモデル事業としては、令和2年度から2年間、県内のNPO法人が国の委託を受けて、合宿型の就労体験・訓練プログラムを実施し、県内4名を含む11名の参加があったところあります。成果としては、規則正しい生活リズムが身につき、共同作業を通して仕事に必要なコミュニケーション力を深めることができたということができました。

また、ひきこもり当事者に対する支援者側の理解の促進が必要ということ、委託可能な作業工程の切り出しの明確化なども課題ということが分かりました。そして農業経営者と福祉支援者が共同で取り組むなど、ノウハウの蓄積も必要であると考えています。

昨年改訂された国の農福連携等推進ビジョンでは、農福連携をひきこもりの方も含めてですが、障害者、あるいは再犯防止するためなど、ユニバーサルな取組として社会的に支援が必要な方の農福連携への参画の推進が位置づけられています。

県においては、これまで農福連携の現場に専門知識の指導・助言を行う専門人材を派遣するなどの支援も行ってまいりました。

今、農福応援アドバイザーは農業や農産加工の専門家で、31名おられます。それから、農林水産省認定の農福連携技術支援者が19名おられます。このような専門人材をさらに養成、拡充していく、さらなる派遣もしていかなければならぬと考えております。

社会的に支援が必要な方々が、農業体験を通じて将来の農業現場での就労につながることで、生きる力と居場所、そして役割を獲得し、安心して暮らせる地域社会にしてまいりたいと考えます。

井上委員 どうぞよろしくお願ひします。期待しております。

最後の項目になります。富山県庁舎の在り方についてお伺いをしたいと思います。

富山県の本庁舎は、昭和10年に建てられました。歴史的建造物であり、文化財でもあります。

全国の都道府県庁舎で、現在も現役で使われている築年数ラン

キングを見ましたら、都道府県では7位でした。県庁だけだったら5位だと思います。一番古いのは京都府庁が明治37年だそうで、大阪府庁が大正15年、その次に神奈川県庁が昭和3年ということありました。

戦火を乗り越えた富山県の復興の象徴であります。その莊厳なたたずまいは県民の誇りであり続けました。

しかし、長年の風雨にさらされて、外壁や正面玄関の脇には汚れが目立つようになってきております。そして、その品格が損なわれつつあるのではないかと感じています。

県庁舎は単なる行政施設ではなくて、富山県の顔であり、働く場としての魅力を伝える重要な存在であります。特に若者が職業を選択する際、職場環境や建物の第一印象は大きな影響を与えると思います。

近年、富山県職員の採用試験応募者が減少傾向にあるという、大変厳しい現実をお聞きします。もちろん、その要因は多岐にわたると思いますが、老朽化した庁舎の外観が富山県庁で働くことへの魅力を下げる一因となっている可能性は否定できないのではないかと考えます。

若者が最新の設備を備えた民間企業や、美しく整備された他の自治体の庁舎と比較した場合、富山県庁の現状は決して魅力的とは言えないのではないでしょうか。

ここで、資料の掲示の許可を、委員長、お願ひいたします。

瘧師委員長 許可いたします。

井上委員 少し拡大して見てください。最初の写真が県庁の正面であります。富山県庁という銘板が貼ってある本当の県庁の正面、これ先日の休日に撮ったものですが、決して美しいわけではないですよね。

その次の写真が県庁正面の左側であります。これも2階から上はいいですが、石のほうはこのような状態であります。

それから、3枚目は左側の車寄せの部分でありますけれども、こういう状態であります。

それから、4枚目は正面に向かって右側の写真であります。

5枚目は、向こう側に防災危機管理センターが見えますから、これは県庁の東側の本庁舎東側の写真ですね。

それで最後が、向こうに県警の庁舎が見えますから、これは県庁の南側の写真であります。

それで、実はこれがつながっていないと困るのですが、きれいな写真がないかと思って探したら、きれいな写真もありました。

それで、富山県庁舎の外壁に加えて、特に正面玄関周辺の清掃及び修繕について具体的な計画はあるのでしょうか。

また、今後、美観に配慮したメンテナンスが必要と考えますが、田中経営管理部長にお伺いをいたします。

田中経営管理部長 県庁舎本館は昭和10年の完成から今年で90年を迎えるました。昭和前期の本県を代表する近代建築物であると。また、戦災を乗り越え、戦後の復興を見届け、現在もなお本県の政治行政の中心施設としての役割を担っている施設でございまして、御指摘いただきましたように県都富山の顔といえる建物であると認識しております。

県庁舎本館の外壁につきましては、平成12年に国体の開催に合わせて1階石張り部の高压洗浄を行いました。

その後、平成18年から19年にかけて、2階から上部のタイルにつきまして、崩落などの危険性なども踏まえまして、タイルの全面張替えの工事を実施いたしまして、この際にも1階石張り部分の高压洗浄を行っているところでございます。

また、正面玄関周辺の清掃につきましては、委託業者に日常清掃をお願いしているほか、今年の5月には正面玄関階段の洗浄を行ったところでございます。

御指摘いただきましたその1階の石張り部分の汚れにつきまし

ては、どうしても構造上の問題がございます。というのは、1階部分だけ少し出っ張っておりまして、その部分が、土やほこりがたまることによって、洗浄を行っても数年で汚れてしまうということになっております。

したがいまして、美観の維持には外壁材の変更や外壁の塗装というのが考えられるのですけれども、御案内のとおり、県庁舎本館は国の登録有形文化財に登録されておりまして、外観が大きく変わることであったり、外壁材の大幅な変更などは難しいと考えております。

県では、今年度、有識者を交えた検討会におきまして、県庁周辺エリア活性化の観点から、今後の県庁舎の利活用について議論を進めているところでございます。

美観の維持など建物のメンテナンスも含めまして、今後も大目に使い続けることができるよう、県庁舎の在り方の議論も踏まえつつ研究していきたいと考えております。

井上委員 今ほどおっしゃった高圧洗浄後のきれいな姿の写真が手元にあるのですけれども、紹介できない映し出せないのが残念です。多分高圧洗浄をすれば本当にきれいになると思うんです。そんなにお金もかかるのかどうか分かりませんけれども、また検討していただきたいと思います。

県庁周辺は、桜木町の再開発など魅力向上に向けた動きが見られます。その中で、県庁舎は周辺エリアの核ともいえる存在であると同時に、歴史的建造物でもあります。その在り方の検討は非常に重要であると思います。

また、未来を担う優秀な人材や若手を確保することは、富山県の持続的な発展に不可欠であります。

庁舎の美化は県民へのメッセージであると同時に、将来の県職員候補への投資でもあると考えます。

富山県庁がその歴史的価値を保ちつつ、未来の富山を築く優秀

な人材を引きつける顔として輝き続けるためにも、時代に応じて老朽化する県庁舎の在り方を検討することと、速やかな対策を講じることを強く求めるものであります。

現在、県庁舎の在り方の検討が進められておりますが、現在の検討状況と今後の方針についてどのように考えておられるのか、新田知事にお伺いをいたします。

新田知事 今年6月に県庁周辺県有地等の有効活用に関する検討会を開催しました。

そこで、県庁周辺のエリアマネジメントの観点も踏まえて、歴史ある県庁舎本館をまちに開かれたにぎわい拠点として複合的に活用するという視点から、歴史的建物として県庁舎本館の保存は重要であると、県民や観光客が楽しめる場所にすべきと、またリノベーションを通じて、県民や産業界など様々な方が交流できる空間、交流の場をつくるべきなど、本当に様々な御意見を頂きました。来月には第2回の検討会を予定しています。

また、7月に開催した県庁舎のあり方検討会では、庁舎の老朽化、DXの推進、執務環境の変化といった観点や、求められる行政機能などについて御議論いただき、県庁舎の在り方は県庁周辺エリアなどとの関係の中で考えることが大切である、また県庁舎や周辺エリアが来たくなる場所として、県民がストレスなく利用でき、魅力を感じられる場所とする工夫が必要、また働きやすい環境への改善が必要、職員の働く意欲を高めるオフィス設計が重要な御意見を頂きました。

県としては、今後、これらの検討会での県庁舎の在り方の議論も踏まえ、持続可能な行政機能の在り方や職員の働き方、人材の確保など、様々な観点から県議会をはじめ、若者や関連する皆様との意見交換を重ね、時代に即した県庁舎の在り方について検討を進めてまいります。

その上で、県庁周辺エリアが県民の交流やにぎわいの拠点とな

るよう、検討も進めてまいります。多面的なアプローチが必要だ
ということでございます。

井上委員 外壁の高圧洗浄をぜひ検討してみてください。よろしく
お願ひします。終わります。

瘧師委員長 井上委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。午後の会議は1時に開会いたします。

午後0時02分休憩